

地域緑のまちづくり応募について

提案場所

原則として、横浜市内の市街化区域内の民有地

- ・公有地及び公共施設の施設管理者の承諾を得て、一部使用する土地も含まれます。
- ・過去に「地域緑のまちづくり」の協定を締結した地区は、応募の対象外です。（締結地区は、横浜みどりアップ計画のホームページで紹介しています。）

応募団体:以下の条件を全て満たす必要があります。

- 1 提案場所又はその近隣に居住する方、勤務する方、在学する方、又は土地や建物等を所有する方を含む団体であること。
(協定締結までに10人以上の正式な団体を結成する必要があります。)
- 2 提案内容を自らが主体となって行う意欲があること。
※提案場所の土地や建物等の所有又は借りている等の実質的な使用権利を持っている方に、提案内容について説明をしてください。

応募内容:以下のすべてを満たす必要があります。

- 1 緑化に関する整備や活動であること。(既存緑地における維持管理や伐採のみの計画や、建築物の新築、増改築に伴う、法令等に定める緑化率の規定を満たすための義務的な緑化は、対象外です。)
- 2 団体に加入していない市民も楽しむことができる公共公益性があること。
- 3 住民等が主体となって取り組むこと。
- 4 緑化整備は場所が明確で、整備後も良好に維持管理できること。
- 5 国、地方公共団体又はそれらの外郭団体及び民間団体等から資金的援助を受けている又は受けようとしている内容が含まれないこと。

助成金交付に伴う義務

- 1 整備した緑の維持管理を良好に行ってください。
- 2 助成金で整備した財産処分の制限は、原則として5年間です。

詳細は、横浜市ホームページをご覧ください。

問い合わせ先

地域緑のまちづくり 検索

受付窓口:横浜市みどり環境局環境活動事業課(緑化担当)
横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎27階※
受付時間:土・日曜日・祝日を除く8:45~17:15
TEL:045-671-3447 FAX:045-633-9171
E-mail:mk-ryoka@city.yokohama.lg.jp

※相談等で窓口にお越しになられる際は、なるべく事前にご連絡をお願いします。



横浜みどりアップ 葉っぴー



三年間最大
1500
万円を助成!

<令和6年度版>

地域緑の まちづくり事業

あなたの地域を「緑」で盛り上げませんか？

沿道の緑化(緑園都市地区)



交差点の緑化(綱島西地区)



集合住宅の緑化(磯子3丁目地区)



横浜みどりアップ計画

市では、「緑豊かな横浜を次世代に」継承するため、横浜みどり税を財源の一部に活用し、取組を進めています。

地域緑のまちづくり事業とは

市民の皆様が主体となって、住宅街や商店街、オフィス街、工場地帯など様々な街で、地域にふさわしい緑を増やす計画をつくり、計画を実現していくための取組を支援する事業です。
「緑や花でいっぱいの子供たちをつくりたい」という地域の皆様からの提案を募集し、選考を通過した団体と市が協定を締結の上、助成金を交付します。

助成内容について

協定を締結した団体は、最大3年間1500万円の助成金を活用して、緑を増やす活動や、緑を守り育てる活動、地域を緑で盛り上げる活動を行っていきます。

①民有地地域緑化

(地域にふさわしい緑を増やすための費用)

- ・緑化整備のための設計・監理費
- ・工事費(植栽・花壇整備、プランター設置など)

【助成上限率】

設計費、整備費…90%以内
項目により上限あり

※助成の対象場所は、市民が誰でも緑化を楽しめるように、公共性や公益性がある場所です。



花壇の整備 プランターの設置

②地域緑化活動

(①で整備した場所の維持管理に関する費用)

- ・維持管理のための花苗や園芸資材などの購入
- ・広報紙や広報用ビブスの作成
- ・維持管理の研修など

【助成上限率】

90%以内(100万円/年)
項目により上限あり



維持管理活動



広報用ビブスの作成

③緑化プロモーション

(地域の緑化意識の向上、仲間づくりをするための費用)

- ・ハンギングバスケットや簡易プランターなどの設置
- ・オープンガーデンや緑化啓発活動の実施

【助成上限率】

50%以内(50万円/年)
項目により上限あり



オープンガーデンのイメージ



令和6年度地域緑のまちづくり事業の流れ

